

第 3 号 議 案

平 成 2 4 年 度

亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成24年度亀岡市地域下水道事業特別会計
補正予算（第1号）

平成24年度亀岡市の地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

88,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ955,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成24年12月4日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 0	千円 45,450	千円 45,450
	1 国庫補助金	0	45,450	45,450
4 府支出金		102,690	△952	101,738
	1 府補助金	102,690	△952	101,738
7 繰越金		1,000	2,217	3,217
	1 繰越金	1,000	2,217	3,217
8 諸収入		23	1,733	1,756
	2 雑入	23	1,733	1,756
9 市債		8,000	40,400	48,400
	1 市債	8,000	40,400	48,400
歳入合計		866,800	88,848	955,648

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 管理費		千円 312,326	千円 2,048	千円 314,374
	1 施設管理費	295,912	2,048	297,960
2 事業費		39,618	85,900	125,518
	1 施設費	39,618	85,900	125,518
3 公債費		513,856	900	514,756
	1 公債費	513,856	900	514,756
歳出合計		866,800	88,848	955,648

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2事業費	1施設費	農業集落排水事業	千円 90,900

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
地域下水道施設管理等業務委託経費	平成24年度から 平成25年度まで	千円 45,800

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落 排水事業	千円 8,000 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 48,400 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。